

児童福祉法とサービス

平成26年6月24日

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 障害児・発達障害者支援室
障害児支援専門官 大西延英

障害児支援の動向

障害児支援の強化～児童福祉法改正のポイント～

- 障害のある児童が身近な地域で適切な支援が受けられるようにするとともに、併せて、年齢や障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図る。

■ 障害児施設の一元化

障害種別で分かれている現行の障害児施設を、通所による支援を「障害児通所支援(児童発達支援等)」、入所による支援を「障害児入所支援(障害児入所施設)」にそれぞれ一元化

■ 障害児通所支援の実施主体を市町村へ移行

通所サービスの実施主体は身近な市町村に変更。これにより障害者総合福祉法の居宅サービスと通所サービスの一体的な提供が可能。

■ 放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の創設

学齢児を対象としたサービスを創設し、放課後支援を充実。また、障害があっても保育所等の利用ができるよう訪問サービスを創設。

■ 在園期間の延長措置の見直し

18歳以上の障害児施設入所者に対し障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを提供し、年齢に応じた適切な支援を提供。

* 現に入所していた者が退所させられないようにする。

平成24年度の児童福祉法改正による障害児施設・事業の一元化

○ 障害児支援の強化を図るため、従来の障害種別で分かれていた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。

<< 障害者自立支援法 >> 【市町村】

児童デイサービス

<< 児童福祉法 >> 【都道府県】

知的障害児通園施設

難聴幼児通園施設

肢体不自由児通園施設(医)

重症心身障害児(者)通園事業(補助事業)

知的障害児施設
第一種自閉症児施設(医)
第二種自閉症児施設

盲児施設
ろうあ児施設

肢体不自由児施設(医)
肢体不自由児療護施設

重症心身障害児施設(医)

通所サービス

入所サービス

<< 児童福祉法 >> 【市町村】

障害児通所支援

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援

【都道府県】

障害児入所支援

- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

(医)とあるのは医療の提供を行っているもの

支給決定プロセスの見直し等

法 市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行う。

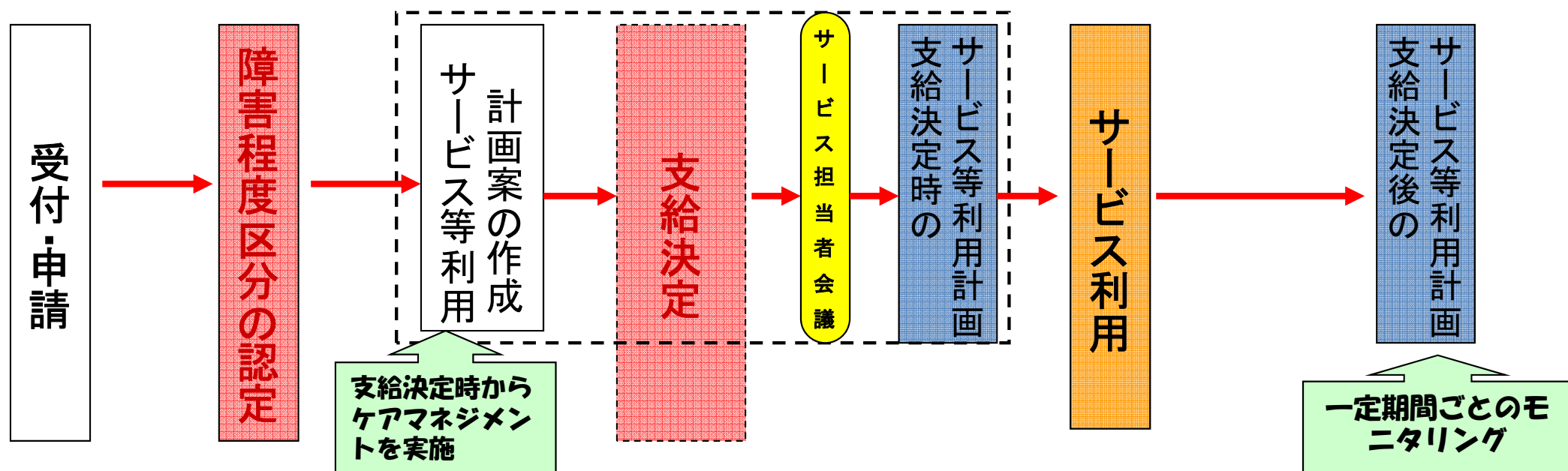
- * 上記の計画案に代えて、指定特定相談支援事業者以外の者が作成する計画案(セルフプラン)を提出可。
- * サービス等利用計画作成対象者を拡大する。

法 支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)について、計画相談支援給付費を支給する。

法 障害児についても、新たに児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画(障害者のサービス等利用計画に相当)を作成する。

- * 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者総合支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。(障害児に係る計画は、同一事業者が一体的(通所・居宅)に作成)

法 とあるものは法律に規定されている事項。以下同じ。



「障害児」の相談支援体系

見直し前

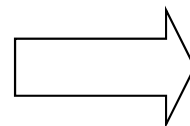
見直し後

市町村／指定相談支援事業者に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)

市町村／指定特定(計画作成担当)・一般相談支援事業者(地域移行・定着担当)に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)



指定相談支援事業者

※事業者指定は都道府県知事が行う。

○指定相談支援(個別給付)

- ・サービス利用計画の作成
- ・モニタリング

○障害者・障害児等からの相談

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)

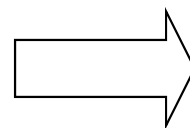
※事業者指定は市町村長が行う。

○計画相談支援(個別給付)

- ・サービス利用支援
- ・継続サービス利用支援

○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

- ・支給決定の参考
- ・対象を拡大



創設

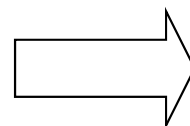
障害児相談支援事業者(児)

※事業者指定は市町村長が行う。

○障害児相談支援(個別給付)

- ・障害児支援利用援助
- ・継続障害児支援利用援助

○通所サービスの利用に係る相談等(児童相談所)



(児)とあるのは児童福祉法に基づくもの

※ 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外。

市町村による相談支援事業

居宅サービス

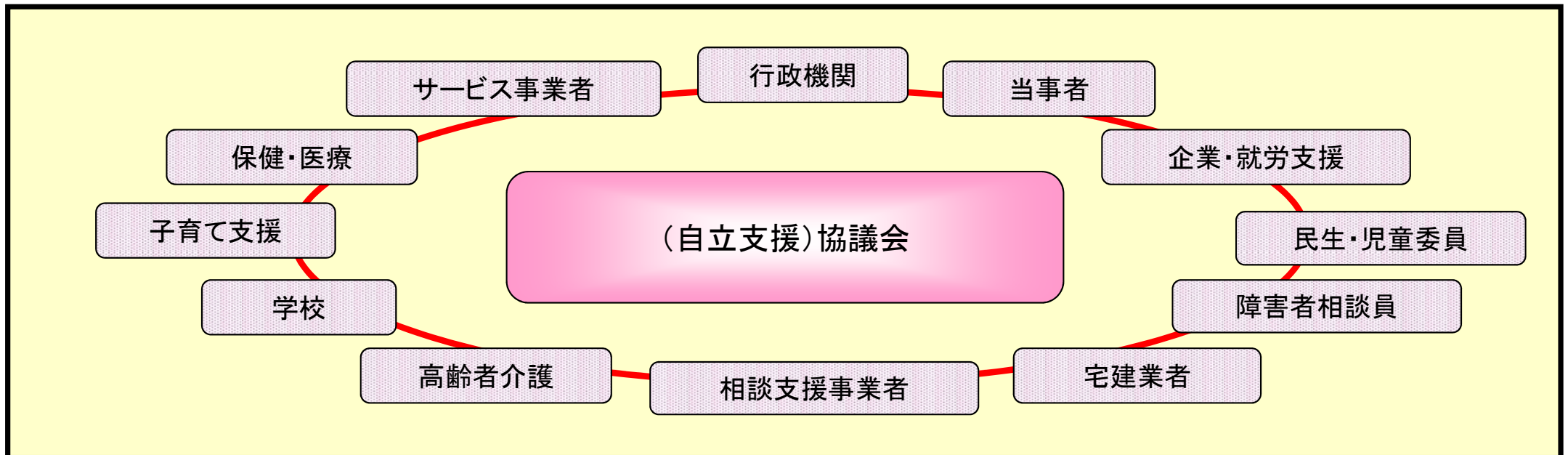
サービス等利用計画等

通所サービス

(自立支援)協議会の法定化

- (自立支援)協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていく重要な役割を担っているが、(自立支援)協議会の法律上の位置付けが不明確。
- 障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化。
 - ※ 改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。
- 障害者総合支援法の施行(25年4月)により、自立支援協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者家族の参画を明確化

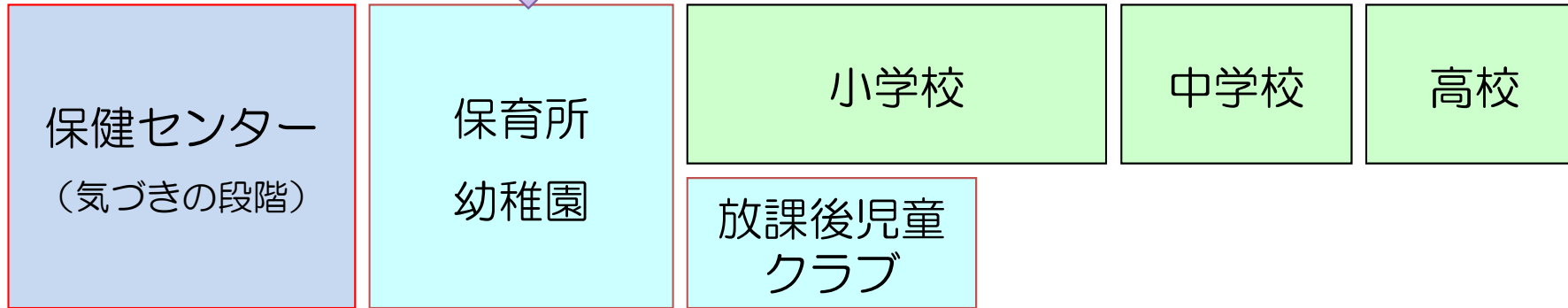
【(自立支援)協議会を構成する関係者】



障害児のライフステージに応じた支援

※「保育指導要録」を小学校に送付

新保育所保育指針(21.3.28)



保育所等訪問支援

放課後等デイサービス

児童発達支援

障害児入所支援

在宅サービス (ホームヘルプ、ショートステイなど)

就労・地域における自立

個別支援計画の作成・支援会議の開催による一貫した支援

- 個別の支援計画を作成し、関係者の連携により支援を行う。
- 特に、障害の発見時、入学、進学、卒業時等の節目において支援。

児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について(概要)

(平成24年4月18日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課連名通知)

◆ 趣旨

学校と障害児通所支援を提供する事業所や障害児入所施設、居宅サービスを提供する事業所(以下「障害児通所支援事業所等」という。)が緊密な連携を図るとともに、学校等で作成する個別の教育支援計画及び個別の指導計画(以下「個別の教育支援計画等」という。)と障害児相談支援事業所で作成する障害児支援利用計画及び障害児通所支援事業所等で作成する個別支援計画(以下「障害児支援利用計画等」という。)が、個人情報に留意しつつ連携していくことが望ましい。

◆ 留意事項

1 相談支援

障害児支援利用計画等の作成を担当する相談支援事業所と個別の教育支援計画等の作成を担当する学校等が密接に連絡調整を行い、就学前の福祉サービス利用から就学への移行、学齢期に利用する福祉サービスとの連携、さらには学校卒業に当たって地域生活に向けた福祉サービス利用への移行が円滑に進むよう、保護者の了解を得つつ、特段の配慮をお願いします。

2 障害児支援の強化

(1) 保育所等訪問支援の創設

このサービスが効果的に行われるためには、保育所等訪問支援の訪問先施設の理解と協力が不可欠であり、該当する障害児の状況の把握や支援方法等について、訪問先施設と保育所等訪問支援事業所、保護者との間で情報共有するとともに、十分調整した上で、必要な対応がなされるよう配慮をお願いします。

(2) 個別支援計画の作成

障害児通所支援事業所等の児童発達支援管理責任者と教員等が連携し、障害児通所支援等における個別支援計画と学校における個別の教育支援計画等との連携を保護者の了解を得つつ確保し、相乗的な効果が得られるよう、必要な配慮をお願いします。

文部科学省「教育支援資料」(平成25年10月)

「文部科学省では、・・・これまでの「就学指導資料」について、学校教育法施行令の改正等に伴う就学手続の大幅な見直しが行われたことを踏まえ、就学手続等に携わる方々がこの趣旨及び内容について十分に理解した上で、円滑に障害のある児童生徒等への教育支援がなされるよう改め、新たに『教育支援資料』としてとりまとめました。(・・・序文より)」

→ 福祉分野における障害児支援との連携についても加筆

(例) 第2編 教育相談・就学先決定のモデルプロセス

第3章 就学先の検討 2 子供に関する情報の収集

(1)これまでの教育及び支援機関等からの情報収集(* 抜粋)

子供が通園・通学する認定こども園・幼稚園・保育所・小学校・児童発達支援センター等の就学前支援機関・放課後等デイサービス等の放課後支援機関等から保育・教育の内容や方法、特別な支援の内容や方法等について情報収集する。

上記の機関で、既に個別の教育支援計画や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等が作成されている場合には、その活用方法について機関と協議する。

(2)行動場面の観察(* 抜粋)

行動場面の観察の方法としては、巡回教育相談や検査時などに併せて行う方法や、子供が通園・通学する認定こども園・幼稚園・保育所・小学校・児童発達支援センター等の就学前支援機関・放課後等デイサービス等の放課後支援機関等に観察担当者が出向く方法などを積極的に検討することが望まれる・・・

第3章(つづき) 4 教育的ニーズ等の検討

(3) 専門家からの意見聴取

就学先の検討に当たっては、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取することが必要であり「教育支援委員会(仮称)等にそれぞれの専門家が参加して総合的な判断のための検討を行うことなどが考えられる。・・・また「教育支援委員会(仮称)等については、早期からの一貫した支援の観点から、認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援センター等の障害児通所支援施設や放課後等デイサービス、児童相談所の職員等の参画を得ることも有効と考えられる。

第5章 「学びの場」の柔軟な見直し等 1 継続的な教育相談の実施

(1) 個別の教育支援計画の定期的な見直しを通じた継続的な教育相談

・・・小中学校及び市町村教育委員会に加え、特別支援学校及び都道府県教育委員会においても、継続的な教育相談を行うための体制が必要となることに留意する必要がある、各学校における校内委員会等の体制整備や、教育委員会による専門家チームの派遣や定期的な巡回教育相談等を通じた、各学校への支援が必要である。

なお、障害のある子供については、学校に加え、放課後等デイサービス等の放課後支援機関で過ごす時間も長い場合があることから、学校や教育委員会関係者が、ふだんから放課後等デイサービスの事業者等との連携を図ることも、継続的な教育相談を行う上で有用である。

→ 厚生労働省としても都道府県等に周知、教育部局との連携の強化を要請

事務連絡

平成25年10月18日

各
都道府県
指定都市
児童相談所設置市

障害児支援担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室障害児支援係

障害児に対する支援に係る教育機関との連携について

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

10月4日付で各都道府県・指定都市教育委員会委員長、都道府県知事等宛てに、文部科学省初等中等教育局長通知「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」が通知されております。また、同省のホームページでは「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」が公表されております。これらの資料は、主に障害児の就学手続等について記載されておりますが、福祉などとの連携について、その重要性に触れられている部分も多く記載されております。

つきましては、貴都道府県市の障害児支援担当課におかれましても、これらの内容についてご了知いただき、教育部局と連携をしながら障害児支援の施策をさらに進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴管内市町村の障害児支援担当課にも周知いただきますようご配慮願います。

<参考:教育支援資料掲載ページ(文部科学省)>

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm

添付資料(以下略)

就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

障害者総数**約788万人**中、18歳～64歳の在宅者の方、**約324万人**
 (内訳:身111万人、知41万人、精172万人)

一般就労への 移行の現状

- ① 特別支援学校から一般企業への就職が**約27.7%** 障害福祉サービス(就労系)の利用が**約61.4%**
- ② 障害福祉サービスから一般企業への就職が年間**1.3%(H15) → 3.7%(H24)**
 ※就労移行支援からは**20.2%(H24)**

障害福祉サービス(就労系)

- ・就労移行支援 約2.3万人
- ・就労継続支援A型 約2.4万人
- ・就労継続支援B型 約16.0万人
 (平成24年10月)

小規模作業所 約0.6万人(平成24年4月)
 地域活動支援センター

就労系障害福祉サービス
から一般就労への移行

1,288人/ H15 **1.0**
 2,460人/ H18 **1.9倍**
 3,293人/ H21 **2.6倍**
 4,403人/ H22 **3.4倍**
 5,675人/ H23 **4.4倍**
7,717人/ H24 6.0倍

企業等

ハローワークからの
紹介就職件数
68,321人
 (平成24年度)

就職

就職

918人/年

11,945人/年

5,387人/年

特別支援学校

卒業生19,439人/年 (平成25年3月卒)

地域
生活

今後の障害児支援の在り方に関する検討の進め方について

H26.1

「障害児支援の在り方に関する
検討会」の立ち上げ

【主な検討事項（案）】

1. 児童発達支援センターの役割
（地域支援機能の在り方等）
2. その他の障害児通所支援の在り方
3. 障害児入所支援の在り方

H26.5

目処

中間報告とりまとめ

報告

障害者部会

H26.7

目処

最終報告とりまとめ

報告

障害者部会

→ 検討会最終報告の内容等を踏まえ、

- ① 平成27年度報酬改定における障害児支援に関する検討
- ② 障害者総合支援法施行3年後の制度見直しに伴う障害児支援に関する検討等を行う。

※資料については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000almx.html#shingi175271>

障害児支援体制整備事業など (地域生活支援事業)

障害児支援体制整備事業(平成24年度予算)

目的

障害児やその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、児童発達支援センターの地域における支援機能の充実を図るほか、障害児及びその家族が気軽に利用できる場所を整備し、交流や遊びの場の提供を行うことにより、地域支援体制の整備を図る。

事業概要

(1) 児童発達支援センター地域支援機能強化事業

児童発達支援センターに、地域の障害児やその家族への療育相談や他の障害児通所支援事業所への支援方法の技術的指導を行う専門職員を配置し、地域支援の強化に取り組む。

※専門職員には、障害児やその家族への相談、施設への助言・指導を適切に行うことができる児童指導員、保育士等を配置

(2) 障害児の居場所づくり事業

障害児通所支援事業等を利用していない地域で生活する障害児及びその家族が気軽に利用できる身近な敷居の低い場所を整備し、親同士の交流や子どもの遊び場の提供を行うとともに、子育て等に関する支援を行う。

児童発達支援センター等の機能強化等(平成25年度予算)

1 事業目的

地域における障害児等支援の基盤整備を進めるには、地域の障害児等支援の拠点を整備する必要があるため、児童発達支援センター等について、安定的な事業運営を図りつつ事業内容の改善を行うことによる機能強化等を進めるほか、障害福祉サービス事業所等による地域住民の相談等の対応及び啓発等を図る。

2 事業内容

- 都道府県等の計画的な指導の下、個々の児童発達支援センター等の特徴に応じて、多障害等対応や早期かつ専門的な対応といった機能強化を推進するほか、地域に開かれた事業所運営を促進するため相談や助言等を実施するための体制整備、介助や就労訓練体験を通じた地域交流会の開催等を実施する。
- また、基本事業に加え、地域の障害児等支援の取組の充実を図る事業や障害が疑われる児童をサービスに繋げるための事業を実施し、多様な地域支援を推進する。

基本事業

① 多障害等対応地域支援

様々な障害の種別や障害の特性に対応した専門的かつ適切な支援等を実施できるよう体制整備を図り、また、支援困難事例に対応できるようにするための人材養成等(研修、マニュアル作成、関係機関のネットワーク構築等)に取り組む。

② 早期専門対応地域支援

障害の早期発見・支援に取り組むため、従事職員の専門性向上のための研修実施や従事職員の指導を行う専門職員を配置することにより、支援技術等の向上を図るための指導体制を確保する。

③ 住民相談等対応地域支援

地域に開かれた事業所運営を促進するため、相談や助言等を実施するための体制整備、介助や就労訓練の体験を通じた地域交流会の開催、障害者が作成した商品の展示会等の開催を通じた地域住民の啓発等を目的とした事業を実施する。

選択事業(基本事業とあわせて実施)

① 地域の障害児等支援の取組の充実を図る事業

- (例)
- ・夏休み等の活動の場づくり(文化芸術活動、(文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動の実施等)
 - ・学校入学前の障害児に対する集団適応のための指導・訓練の実施
 - ・障害児の親に対する療育指導等の実施
 - ・乳幼児期からの早期療育や各ライフステージ毎に必要な支援の連携した提供 等

② 障害が疑われる児童をサービスに繋げるための事業

- (例)
- ・産後の母親に対する相談等支援の実施
 - ・親子体験通園等の実施
 - ・障害児通所支援の専門性を活かし、母子保健事業や保育所等の従業者を対象とした障害児支援に関する研修の実施 等

3 実施主体

都道府県、指定都市、中核市

障害福祉サービス等の概要

障害福祉サービス等の体系1

サービス名		利用者数	施設・事業所数
訪問系	居宅介護(ホームヘルプ) <small>者 児</small>	146,404	17,923
	重度訪問介護 <small>者</small>	9,675	6,215
	同行援護 <small>者 児</small>	21,043	5,476
	行動援護 <small>者 児</small>	7,689	1,285
	重度障害者等包括支援 <small>者 児</small>	38	10
日中活動系	短期入所(ショートステイ) <small>者 児</small>	37,436	3,729
	療養介護 <small>者</small>	19,316	241
	生活介護 <small>者</small>	251,506	8,303
施設系	施設入所支援 <small>者</small>	133,243	2,627
居住系	共同生活介護(ケアホーム) <small>者</small>	59,883	4,595
	共同生活援助(グループホーム) <small>者</small>	27,541	3,646
訓練系・就労系	自立訓練(機能訓練) <small>者</small>	2,553	184
	自立訓練(生活訓練) <small>者</small>	12,957	1,190
	就労移行支援 <small>者</small>	27,093	2,724
	就労継続支援(A型=雇用型) <small>者</small>	34,604	1,934
	就労継続支援(B型) <small>者</small>	178,250	8,354

(注) 1. 表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。
 2. 利用者数及び施設・事業所数は平成25年12月現在の国保連データ。

障害福祉サービス等の体系2

サービス名		利用者数	施設・事業所数
障害児通所系	児童発達支援 児	63,788	2,571
	医療型児童発達支援 児	2,647	103
	放課後等デイサービス 児	71,930	4,045
	保育所等訪問支援 児	1,149	241
障害児入所系	福祉型障害児入所施設 児	1,899	186
	医療型障害児入所施設 児	2,110	182
相談支援系	計画相談支援 者 児	47,681	3,751
	障害児相談支援 児	8,639	1,259
	地域移行支援 者	525	269
	地域定着支援 者	1,635	327
		その他の給付	

(注) 1. 表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。
 2. 利用者数及び施設・事業所数は平成25年12月現在の国保連データ。

児童発達支援

○ 対象者

- 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児。

○ サービス内容

- 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

○ 主な人員配置

- 児童発達支援センター
 - ・児童指導員及び保育士 4:1以上
 - ・児童指導員 1人以上
 - ・保育士 1人以上
 - ・児童発達支援管理責任者 1人以上
- 児童発達支援センター以外
 - ・指導員又は保育士 10:2以上
 - ・児童発達支援管理責任者 1人以上

○ 報酬単価

■ 基本報酬

■ 児童発達支援センター(利用定員に応じた単位を設定)

- ・難聴児・重症心身障害児以外 734～972単位
- ・難聴児 896～1,215単位
- ・重症心身障害児 795～1,147単位

■ 児童発達支援センター以外(利用定員に応じた単位を設定)

- ・重症心身障害児以外 366～622単位
- ・重症心身障害児 694～1,599単位

■ 主な加算

児童発達支援管理責任者専任加算(22～410単位)

→ 児童発達支援管理責任者を専任で配置している場合に加算。

延長支援加算(61～123単位)

→ 営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合に加算。

福祉専門職員配置等加算(6又は10単位)

→ ①常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士又は介護福祉士の資格保有者が25%以上、②児童指導員又は保育士等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上。

○ **事業所数** 2,571(国保連平成25年12月実績)

○ **利用者数** 63,788(国保連平成25年12月実績)

医療型児童発達支援

○ 対象者

- 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた障害児。

○ サービス内容

- 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行う。

○ 主な人員配置

- 児童指導員 1人以上
- 保育士 1人以上
- 児童発達支援管理責任者 1人以上

○ 報酬単価

■ 基本報酬

■ 医療型児童発達支援センター

- ・肢体不自由児 332単位
- ・重症心身障害児 443単位

■ 指定医療機関

- ・肢体不自由児 332単位
- ・重症心身障害児 443単位

■ 主な加算

児童発達支援管理責任者専任加算(51単位)

→ 医療型児童発達支援センターにおいて児童発達支援管理責任者を専任で配置している場合に加算。

延長支援加算(61～123単位)

→ 営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合に加算。

福祉専門職員配置等加算(6又は10単位)

→ ①常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士又は介護福祉士の資格保有者が25%以上、②児童指導員又は保育士等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上。

○ 事業所数 103(国保連平成25年12月実績)

○ 利用者数 2,647(国保連平成25年12月実績)

放課後等デイサービス

○ 対象者

- 学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児。

○ サービス内容

- 授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

○ 主な人員配置

- 指導員又は保育士 10:2以上
- 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 管理者

○ 報酬単価

■ 基本報酬

■ 授業終了後(利用定員に応じた単位を設定)

- ・重症心身障害児以外 281～482単位
- ・重症心身障害児 573～1,320単位

■ 休業日(利用定員に応じた単位を設定)

- ・重症心身障害児以外 366～622単位
- ・重症心身障害児 695～1,600単位

■ 主な加算

児童発達支援管理責任者専任加算(68～410単位)

→ 児童発達支援管理責任者を専任で配置している場合に加算。

延長支援加算(61～123単位)

→ 営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合に加算。

福祉専門職員配置等加算(6又は10単位)

→ ①常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士又は介護福祉士の資格保有者が25%以上、②児童指導員又は保育士等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上。

○ 事業所数 4,045 (国保連平成25年12月実績)

○ 利用者数 71,930(国保連平成25年12月実績)

保育所等訪問支援

○ 対象者

- 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児。

○ サービス内容

- 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

○ 人員配置

- 訪問支援員
- 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 管理者

○ 報酬単価

■ 基本報酬

912単位

■ 主な加算

児童発達支援管理責任者専任加算(68単位)

→ 児童発達支援管理責任者を専任で配置している場合に加算。

利用者負担上限額管理加算(150単位)

→ 事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合に加算。

○ **事業所数** 241(国保連平成25年12月実績)

○ **利用者数** 1,149(国保連平成25年12月実績)

福祉型障害児入所施設

○ サービス内容

- 障害児入所施設に入所する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。

○ 主な人員配置

■ 児童指導員及び保育士

- ・主として知的障害児又は自閉症児を入所させる施設 4.3:1以上
- ・主として盲児又はろうあ児を入所させる施設
乳児又は幼児 4:1以上
少年 5:1以上
- ・主として肢体不自由児を入所させる施設 3.5:1以上
- ・児童指導員 1人以上
- ・保育士 1人以上

■ 児童発達支援管理責任者 1人以上

○ 報酬単価

■ 基本報酬

- 主として知的障害児を入所させる施設(利用定員に応じた単位を設定) 441～737単位
- 主として自閉症児を入所させる施設(利用定員に応じた単位を設定) 568～732単位
- 主として盲児を入所させる施設(利用定員に応じた単位を設定) 417～1,436単位
- 主としてろうあ児を入所させる施設(利用定員に応じた単位を設定) 416～1,426単位
- 主として肢体不自由児を入所させる施設(利用定員に応じた単位を設定) 678～712単位

■ 主な加算

児童発達支援管理責任者専任加算(7～148単位)
→ 児童発達支援管理責任者を専任で配置している場合に加算。

小規模グループケア加算(240単位)
→ 障害児に対して、小規模なグループによるケアを行った場合に加算。

福祉専門職員配置等加算(4又は7単位)
→ ①常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士又は介護福祉士の資格保有者が25%以上、②児童指導員又は保育士等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上

○ 事業所数 186(国保連平成25年12月実績)

○ 利用者数 1,899(国保連平成25年12月実績)

医療型障害児入所施設

○ サービス内容

- 障害児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障害児にたいして、保護、日常生活指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。

○ 主な人員配置

- 児童指導員及び保育士
 - ・主として自閉症児を入所させる施設 6.7:1以上
 - ・主として肢体不自由児を入所させる施設
 - 乳児又は幼児 10:1以上
 - 少年 20:1以上
 - ・児童指導員 1人以上
 - ・保育士 1人以上
- 児童発達支援管理責任者 1人以上

○ 報酬単価

■ 基本報酬

- 主として自閉症児を入所させる施設 321単位
- 主として肢体不自由児を入所させる施設 147単位
- 主として重症心身児を入所させる施設 875単位

■ 主な加算

児童発達支援管理責任者専任加算(24単位)
→ 医療型障害児入所施設において児童発達支援管理責任者を専任で配置している場合に加算。

小規模グループケア加算(240単位)
→ 障害児に対して、小規模なグループによるケアを行った場合に加算。

福祉専門職員配置等加算(4又は7単位)
→ ①常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士又は介護福祉士の資格保有者が25%以上、②児童指導員又は保育士等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上

○ 事業所数 182(国保連平成25年12月実績)

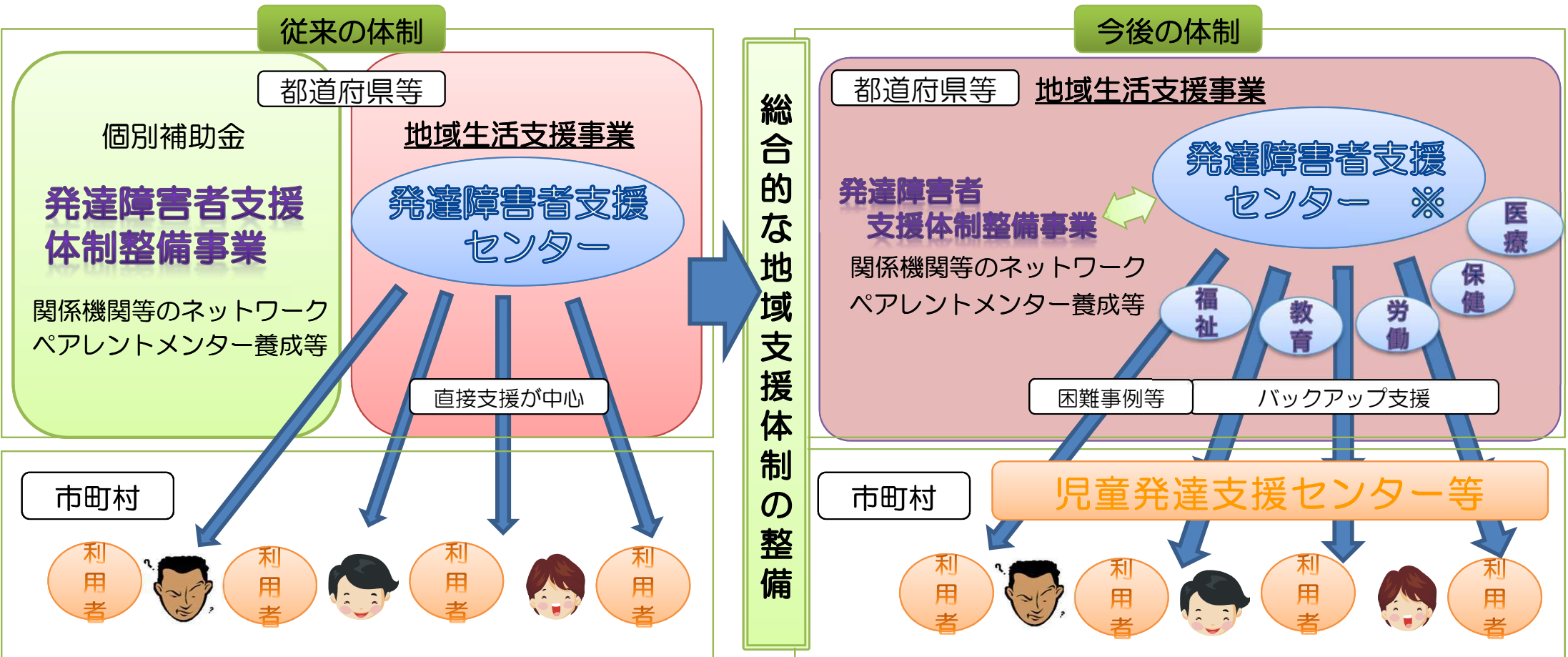
○ 利用者数 2,110(国保連平成25年12月実績)

発達障害児者への支援

地域支援体制の充実(平成25年度～)

◎ 総合的な地域支援体制整備 ～発達障害者支援センターを中核に～

- 平成24年度までの「発達障害者支援体制整備事業」を地域生活支援事業のメニューとし、既に同補助金のメニューとなっている「発達障害者支援センター運営事業」と組み合わせることで、地域の実情に応じた総合的な地域支援体制を構築。
- 地域支援体制の枠組みの中に、発達障害者支援センターと平成24年4月に施行された児童発達支援センターや障害者支援施設等との重層的な支援体制を確保。



※地域の支援機関の実態を踏まえ、発達障害者支援センターに関するマニュアルを作成し、段階的にセンターの業務の標準化を図る。

発達障害情報・支援センター

発達障害に関する国内外の文献、研究成果等を集積し、発達障害に関する幅広い情報提供等を行うとともに、全国の発達障害者支援センターの中核拠点としての役割を担い、支援手法の普及や国民の理解の促進を図る。

